

柏市水道事業運営審議会会議録

1 開催日時

平成31年2月21日(木) 午前10時00分～12時00分

2 開催場所

柏市千代田一丁目2番32号

柏市水道部2階大会議室

3 出席者

(1) 委員

堀田委員，山田委員，中島委員，阿部委員，小宮山委員，清水委員，後藤委員，相田委員，秋田委員，永井委員，池上委員，
裕富委員，三好委員

(2) 事務局

川水道事業管理者，荒巻総務課長，添田給水課長，長妻配水課長，
宇賀野浄水課長，他

4 議題

(1) 平成29年度柏市水道事業会計決算について

(2) 柏市水道部庁舎再整備について

5 報告事項

(1) 水道法改正について

(2) 水道料金滞納の提訴について

(3) 平成24年度分債権放棄の報告について

(4) その他

5 議事

(1) 平成29年度柏市水道事業会計決算について

資料1に沿って総務課廣田専任副主幹から説明。

主な質疑

(永井委員)

2ページの給水収益であるが，直近の4年間は伸びていると
のことだが，実際には3年ではないのか。

(水道部)

H26は減少してることになるので，考え次第では3年が伸び
ていると解釈もできると思う。

(永井委員)

一人当たりの使用量が減少していることで、給水量が伸び悩んでいるとのことであるが、伸び悩みと言うよりは、節水への意識が高まっていると解釈したほうがいいのでは？

(水道部)

節水の意識が高まったこともあるが、もう1つの原因が、大口利用者が井戸へ転換したことがあげられる。その点で、一人当たりの使用量は減少しつつある。

(山田委員)

生活スタイルの変化については、他の委員さんで意見ある方はいるか？

(裕富委員)

最近では、スーパーに無料の飲料用水が置いてあったり、ペットボトルの水もそこまで高くはない。また、蛇口からの飲用は少し気が引けると思う人が多いと思う。

(阿部委員)

節水型機器で特にトイレは1回の使用量が昔に比べて半分になっていて、一番大きい要因は節水型機器の普及であると考えられる。

(2) 柏市水道部庁舎再整備について

資料2に沿い総務課平井副主幹から説明。

(中島委員)

先ほどの決算の説明では純利益が前年度と比較し、1億円減少しているとのことであるが、庁舎建替えでは莫大な追加費用がかかっているとの説明であった。もう少し経費に関して、コスト減の意識を持って欲しい。

(水道部)

実施設計を行っている中で、少し経費が膨らんできた。また、オリンピック開催に伴い、資機材の原価が少し高くなったこと

もある。当初，基本計画における概算事業費 32 億円はアセットマネジメントを考慮し，このくらいであればやっていけるだろうとの中長期の予測の下計画を行った。工期を延ばし，設計の見直しも行っているので，この計画で進めていきたいと考えている。

また，防災拠点としての機能は十分備える一方で，景観などへの対応は，周辺を考慮しつつ最低限に抑えた。

(永井委員)

実施設計での概算事業費 32 億円に対して，予算措置が 37 億円であるがこの違いの説明をお願いしたい。

(水道部)

まずは，32 億円は消費税が見込まれていない数値である。また，このほかに施工管理の委託料やキュービクルの移設料などがかかってくる。予算は消費税込みとなっている。

5 報告事項

(1) 水道法改正について

資料 3 に沿い総務課荒巻課長から説明。

(堀田委員)

柏市水道事業ビジョンの中間見直しがあるとのことであるが，このことについて具体的な予定等をお願いする。

(水道部)

来年度より 2 ヶ年計画で，見直し業務を行う。それについての予算も今回の 3 月議会に提出している。水道法改正に伴う社会情勢の変化や給水人口の変化などによる，今後の財政収支の見直しを行う。また，広域化の問題などもあるが，県から情報をいただいて，審議会にお知らせしていきたいと考えている。

(山田委員)

庁舎建替えに関することで，組織体制や災害時など緊急時への対応についてはどう考えているのか。

(水道部)

庁舎の完成に合わせて下水道部門との統合を考えている。また、本庁舎は耐震化工事を行ったが、それでも耐震性の数値である I_s 値は 0.9 の 1.5 倍が標準であるが、その数値を満たしていない状況である。今度の水道部庁舎は十分な耐震性を備えたものであるため、水道に関する災害対策本部機能のみではなく、市全体での災害対策本部の代替機能として成り立つ。

また、人的側面では、応急給水箇所が現在約 40 箇所あるが、水道部職員のみでの対応は現実的に不可能である。しかし、下水道部門との統合を図ることで、人的余裕が出来、十分な活動ができると見込んでいる。復旧に関しては、上下水両方での連携が必須となるので、組織体系が統合することで、連携がより効率的になると思っている。

(山田委員)

技術職員が今後足りなくなるとの懸念があるが？

(水道部)

人材育成・技術の継承については、水道事業体はどこでも課題となっている。原因は、職員数の減少とアウトソーシングである。よって、職員を育てながら民間業者の活力を導入しなくてはならない。

(2) 水道料金滞納の提訴について

(3) 債権放棄について

給水課添田課長より一括して説明した。

(中島委員)

なぜ、長年にわたり債権が残っていたのか、また、簿外債権の意味と来年度以降も不納欠損があるのか伺う。

(水道部)

簿外債権については、民法上、権利までは放棄していないが回収処理が見込めないものを、会計上別処理をしているものを

指します。なぜ，長期に渡りその額が大きくなってしまったか
という点，平成15年に最高裁で争われた事例があり，それま
では水道債権は地方自治法に位置づけられ5年経過すると自動
に消滅するものであった。しかし，最高裁の判決によって，水
道債権は民法上の債権であるという新たな位置づけをされたこ
とにより，時効は2年となった。それに伴い，債権は時効の適
用をしない限り，永久的に消滅しないことになった。よって，
当時平成15年から5年前の債権が処分できなくなり，会計上
は不納欠損として処理されていたが，簿外債権として長年にわ
たり残っていた。今回は，平成24年度分の債権放棄を行った
が今後は毎年行っていくこととなる。

6 傍聴

傍聴者なし